

介護予防ケアマネジメント 報酬改定について

担当：長寿はつらつ課介護総合事業係

報酬単価について

類型	旧単位	新単位（R6.4.1以降）
ケアマネジメントA	基本報酬 438単位 初回加算 300単位 ※委託連携加算 300単位	基本報酬 442単位 初回加算 300単位 ※委託連携加算 300単位
ケアマネジメントB	【くらし元気アップ事業】 基本報酬 71単位/月 初回加算 300単位 ※委託連携加算 300単位 【短期集中・筋力向上】 初回・評価作成料 359単位/月	【くらし元気アップ事業】 基本報酬 73単位/月 初回加算 300単位 ※委託連携加算 300単位 【短期集中・筋力向上】 初回・ 中間モニタリング ・ 評価作成料 370単位/月
ケアマネジメントC	初回作成料 77単位	初回・ 更新 ・ 再作成料 79単位

移行加算の新設（R6.4.1～）

移行加算（新設） **300単位**

- ・ 介護予防支援もしくはケアマネジメント A からケアマネジメント B または C に移行した場合
- ・ 初回加算、委託連携加算との併用不可
- ・ 算定した月より 1 年間は、同一条件での再算定不可

報酬単価以外の変更点（R6.4.1～）

- ケアマネジメントAについて「**高齢者虐待防止措置未実施減算**」「**業務継続計画未実施減算（R7.3.31までは減算を適応しない）**」が追加
- ケアマネジメントBの短期・筋トレに**中間モニタリング時の報酬を設定**
- ケアマネジメントCの**更新、再作成時の報酬を設定**
- 3か月以上サービス事業の利用がなかった場合の**再基本チェックリストを廃止**
 - ・サービス利用をしなかった期間があっても、事業対象者の有効期間内であれば、送付済みの保険証を利用してください。
 - ・居宅届が未提出で保険証を発行していない場合は、サービスを利用する時点で居宅届を提出してください。

ケアマネジメントの根底にもつながる
長岡市の自立支援の考え方

長岡市が目指す自立

- 長岡市の高齢者が、医療や介護、生活支援等を必要とする状況になっても、生活の質を維持・向上しながら、自分らしく暮らすこと。
- そのためには、高齢者一人一人が**自分の健康や生活状況についての意識を持ち、自ら生活の質の維持・向上に向けて取り組むことが重要。**

長岡市が考える自立の視点（補足）

- ・ 自立とは、身体的な自立のみではなく、心理的、経済的、社会的等の複合的な概念です。
- ・ 人によって「自立」の尺度は異なるものの、あらゆる状況にいるすべての高齢者の目標と考えます。
- ・ 医療や介護、生活支援を受けながらも、その人らしい生活を主体的に継続していければ、それは自立と考えます。

「自立支援」の考え方と注意点

自立支援には多様な考え方がありますが、自立した生活の根底には「**自己選択・自己決定**」そして「**最期までその人らしい生活ができること**」があると考えています。

ただし、「本人の希望をすべて受け入れること＝自立支援」ではないことに注意が必要です。実際の状態とかけ離れた意向や要望（消極的・拒否的な場合は特に留意）がある場合には、その理由の解明や本人の現状認識を深める働きかけをするなどして、意思決定の支援を行うよう努めてください。

長岡市の高齢者の皆さんが、生活力を高め、
生活の場で人々とつながりを持ち続けられるように、
ご本人、ご家族、支援者、行政で
一緒に考えていきましょう！

★詳細は、改訂版介護予防ケアマネジメントマニュアルでお示し
します（R6.4月中にホームページへ掲載します）。

★ご不明な点は以下までお問い合わせください。

長寿はつらつ課 介護総合事業係

電話：0258-39-2268 FAX：0258-39-2603

メールアドレス：hatsuratsu@city.nagaoka.lg.jp